

EEC 設立におけるベネルクス経済同盟の役割

小島 健

【要 旨】

今から半世紀前の1957年3月25日に欧州経済共同体(EEC)を設立する条約(ローマ条約)がフランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダおよびルクセンブルクの6カ国によって調印された。EECは、今日27カ国の加盟国を有する欧州連合(EU)の母体であるが、1973年にイギリスを始め3カ国が新規に加盟するまで欧州大陸の一部に限定された共同体に過ぎなかった。

EECの設立に関しては、これまでも政治、経済、法律など様々な分野で研究が行われてきた。しかし、それらの研究のほとんどは、フランスやドイツなど大国の対応に限定されており、小国に関する研究は僅かであった。ところが、本稿で明らかにするようにEECの設立においては小国同盟であるベネルクス同盟が主導的役割を果たした。

ベネルクスは、ベルギー、オランダおよびルクセンブルクとの間でEECに遡る事10年前の1948年に関税同盟を発足させ、さらに1950年代半ばになると事实上の経済同盟へと発展した。ベネルクスはEECのマスター・プランを提供した面も持つ。そこで、本稿では、ベネルクス経済同盟とEEC設立との関係を中心に、EEC設立の経緯を考察することにより、欧州統合における小国の役割およびベネルクス経済の実態について接近する。

【キーワード】: EEC, ベネルクス経済同盟, 欧州統合

目次

はじめに

- 第1章 ベネルクス経済同盟の設立
 - 第2章 ベネルクス覚書とメッシーナ会議
 - 第3章 スパーク報告
 - 第4章 ローマ条約
- 結び

はじめに

本稿の目的は、1958年に発足した欧洲経済共同体（EEC）の成立過程をベネルクス3国の対応を視軸として明らかにすることである。欧洲統合運動にベネルクス諸国は積極的に関与した。1948年5月、オランダのハーグで統合運動に携わる団体や個人を結集して会議が開催された。ハーグ会議の結果を受け、1949年1月ブリュッセル条約機構理事会は、平和の維持と政治・経済協力を協議する欧洲審議会（Council of Europe）の設立を決定した。1949年5月、ベネルクスを含む西ヨーロッパ10カ国が参加して欧洲審議会が設立された。欧洲審議会は、各国の閣僚からなる理事会と国会議員の代表からなる諮問総会によって構成され、諮問総会の議長にはベルギー前外相ポール=アンリ・スパーク（Paul-Henri Spaak）が就任した。しかし、欧洲審議会は政府間機構にとどまり欧洲統合を推進するための強力な権限は与えられず、西欧諸国の親睦的な意見交換の場にとどまった¹。

また、第二次世界大戦後にベネルクス関税同盟を発足させた3国は、1952年に発足した欧洲石炭鉄鋼共同体（ECSC）にも参加し、ECSCにおける共同市場構想にも関与した。他方、ベネルクス同盟においては関税同盟を発展させて、

¹ Gerbet, Pierre, *La construction de l'europe*, Troisième édition, Paris: Imprimerie nationale, 1999, pp. 80-88.

商品だけでなく、人（労働力）、金（資本）、サービスが自由に移動できる経済同盟の設立が1950年代前半の課題であった。本稿では、ベネルクス経済同盟の設立を検討するとともに、EEC発足までの欧洲統合にベネルクス諸国がどのように関わったのかを考察することを通じて、ベネルクス同盟が欧洲統合に果たした役割とベネルクス地域統合の成果と限界について明らかにしたい。

第1章 ベネルクス経済同盟の設立

1. 予備同盟以降の域内自由化の進展

ベネルクス関税協定は、関税同盟の発足後速やかに、経済同盟条約を締結することを規定していた。経済同盟が完成すればベネルクス域内では商品、人、資本が自由に移動することができるようになり、ベネルクスは単一の経済圏となる。

経済同盟の形成をめざして、その準備段階の予備同盟（Pré-Union）協定が1949年10月にベルギー・ルクセンブルク経済同盟（UEBL）とオランダとの間で締結された。予備同盟は、域内商品流通の自由化、域外諸国に対する通商・通貨政策の調整そして統制政策と補助金の撤廃を行い、予備同盟発足の1年後に経済同盟に移行することを予定した²。

しかし、1950年前後のベルギーとオランダとの社会的・経済的格差はいまだ大きく、即座に経済同盟を実現することは困難であった。1952年10月のベネルクス閣僚理事会は、経済同盟が参加国の経済間の大きな格差を解消した後でしか実現されないことを宣言した。こうして、関税同盟は、漸進的に域内障壁を除去し経済政策を統一することによって経済同盟を形成することになった。1952年になりベネルクス統合の進展を阻んできたオランダの国際収支が改善されると、ベネルクス諸国は数量制限や差別的慣行の除去に取り組み、域内貿易

² Boekestijn, A. J., "The Formulation of Dutch Benelux Policy", Griffiths, R. T. (ed.), *The Netherlands and the Integration of Europe 1945-1957*, Amsterdam: NEHA, 1990, pp. 30-31; Verbeeck, G., "L'histoire du Benelux 1944-1958," *Bulletin trimestriel BENELUX*, No. 4, 1958, p. 19.

は大幅に自由化された。ところが、この時期からこれまでとは反対に一部のベルギー工業が、新鋭設備と低賃金を武器にしたオランダからの輸出攻勢を受け危機に陥った。深刻な状態に直面したのは、レーヨン、スフ、紙、皮革、陶器、タバコなどの産業部門だった。

ベルギー政府は1952年の議定書に基づきセーフガード（緊急輸入制限措置）を発動したが、セーフガードによる救済は一部にとどまった。多くの産業部門はベルギー工業連盟（FIB）を通じて直接オランダ側と交渉し、オランダ企業に輸出自主規制を要請し解決を図った³。ベネルクス同盟の枠組みは、民間産業における協調も進展させた。ただし、困難に陥ったベルギー企業の状況は改善されず、その後、消滅・転換を余儀なくされる。

一方、域外に対する共通通商政策に関しては、1953年12月に議定書が締結された。同議定書に基づき、ベネルクス3国は域外諸国と共同で交渉して通商協定を結び、これら域外諸国からの輸入に対して共通の輸入割当てを適用した。共通通商政策の確立は、ベネルクスがGATT（関税と貿易に関する一般協定）やOEEC（欧州経済協力機構）における通商交渉において一つにまとまる土台となった。

次いで、資本移動の自由化が1954年7月の議定書によって加盟国の居住者に認められた。さらに、1956年7月には、公共工事の入札や商品購入についてベネルクス域内企業を平等に扱うことを定めた議定書が調印された⁴。

人の移動の自由については、1956年6月の労働条約によって、ベネルクス域内における労働者の自由移動が経済同盟の発効後に認められることになった。しかし、1957年3月の暫定労働協定により、経済同盟の発足を待たずに域内国民に対する平等な扱いが保障された⁵。

以上のように、ベネルクス各国間の長い期間を要した交渉によって人、商品、資本の自由移動が各種の協定や議定書で定められ、1950年代半ばには関税同盟

³ Verbeeck, op. cit., p. 20; Baudhuin, Fernand, *Histoire économique de la Belgique 1945-1956*, Bruxelles: Bruylant, 1958, p. 177; Samoy, Achille G., "La création de l'union économique Benelux," *Studia Diplomatica*, Vol. XXXIV, Num. 1-4, p. 186.

⁴ Verbeeck, op. cit., pp. 21-22; Baudhuin, op. cit., pp. 172-173.

はほぼ経済同盟に発展するに至った。ただし、国内税制の統一と農産物の自由移動は、各国の国益が対立し、結局、協議は進展せず実現されなかった。

2. ベネルクスにおける貿易の拡大

1940年代末から1950年代を通じて、西ヨーロッパではOEECとEPU(欧州決済同盟)による貿易と為替の自由化の枠組みに支えられて貿易が拡大したが、ベネルクス各国間の貿易は域外諸国との貿易を上回って急速に増大した。

表1からわかるように、UEBLの輸出に占めるオランダの比率は、戦前はフランス、イギリス、ドイツに次いで第四位であったが、戦後は貫して第一位を占め、1957年には第二位フランスの二倍の比重を占めた。また、UEBLの輸入に占めるオランダの割合も、1938年にはフランス、ドイツ、アメリカを下回っていたが、1953年に第一位となり1957年も西ドイツに次いで第二位の座にあった。

一方、オランダからの輸出は、表2が示すように戦前はイギリスの比重がきわめて高くUEBLは第三位であったが、戦後はイギリスの割合が半減しUEBLがついに15%台を維持し一位ないし二位の座にあった。また、オランダの輸入においては、戦前UEBLは第二位を占めていたもののドイツの比重がきわめて高かったのに対して、戦後は比率が上昇し1953年に第一位、1957年は西ドイツとほぼ同じ比率を占め第二位であった。

以上からわかるように、ベネルクス域内貿易の拡大は、相対的にオランダよりもUEBL(その大半はベルギー)において顕著にみられた。ベルギーにとりオランダ市場は、石炭、石油、繊維、輸送設備、機械など原料・工業製品の重要な輸出先になった。一方、オランダからベルギーへの輸出で増大したのは農産物、紙、繊維、輸送設備、機械などであったが、農産物に輸入制限が行わ

⁵ インドネシアからの引揚者などにより人口増大に悩むオランダ政府は移民を奨励していた。しかし、ベルギーへの労働力移動は起きなかった。多くのオランダ人は、農業労働市場を求めてオーストラリアや北米に移住していった。Meade, J. E., Liesner, H. H., and Wells, S. J., *Case Studies in European Economic Union: The Mechanics of Integration*, London: Oxford University Press, 1962, pp. 177-179.

表1 UEBL貿易の地理的構成（1938～57年）

(単位：%)

相手国 年	UEBLの輸出に占める割合				UEBLの輸入に占める割合			
	1938	1948	1953	1957	1938	1948	1953	1957
オランダ	12.0	15.4	18.1	22.7	9.0	8.2	3.8	14.2
フランス	15.3	9.4	7.8	11.0	14.3	8.8	11.1	11.9
西ドイツ	12.2	4.4	9.3	10.2	11.3	5.7	12.4	15.6
イギリス	13.7	9.0	7.8	5.6	7.9	9.7	9.1	8.2
アメリカ	6.7	6.0	10.2	8.2	10.8	17.9	10.4	12.4

(注) 1938年の西ドイツは全ドイツ。

(出所) Boekestijn, A. J., "Souveraineté et intégration: le Benelux 1945-1958", Postma, A. et al. (dirs.), *Regards sur le Benelux*, Bruxelles: Racine, 1994., p. 113より作成。

表2 オランダ貿易の地理的構成（1938～57年）

(単位：%)

相手国 年	オランダの輸出に占める割合				オランダの輸入に占める割合			
	1938	1948	1953	1957	1938	1948	1953	1957
UEBL	10.2	15.6	15.4	15.5	11.5	14.8	17.2	18.1
西ドイツ	14.8	5.9	14.0	18.5	21.3	5.4	15.9	18.5
イギリス	22.5	14.4	10.7	10.8	8.1	9.9	9.9	8.0
フランス	5.8	8.1	4.6	4.7	4.6	4.9	3.9	3.2
アメリカ	3.6	3.1	8.4	5.1	10.8	17.4	10.0	13.1
インドネシア	9.6	7.4	3.6	2.3	7.2	6.7	5.5	2.9

(注) 1938年の西ドイツは全ドイツ。1938・48年のインドネシアはオランダ領東インド。

(出所) Boekestijn, A. J., "Souveraineté et intégration: le Benelux 1945-1958", Postma, A. et al. (dirs.), *Regards sur le Benelux*, Bruxelles: Racine, 1994., p. 113より作成。れたこともあり、ベルギー市場の重要性は相対的に低かった⁶。

ベネルクス域内貿易の拡大には、周辺諸国の保護主義的政策、1949年の為替調整、ベネルクス諸国の経済・金融政策など多くの要因が影響を与えていた。

しかし、ベネルクス域内における貿易の目覚ましい発展の最大の要因が、1948年に発足した関税同盟や1950年代における域内経済の自由化などベネルクス經

⁶ Boekestijn, A. J., "Souveraineté et intégration : le Benelux 1945-1958," Postma, A., et al. (dirs.), *Regards sur le Benelux: 50 ans de coopération*, Bruxelles: Racine, 1994, pp. 113-117.

済同盟を形成する政策であったことは確かである。

ベネルクス諸国は、1949年の予備同盟を基礎に個々の問題について協議を重ね、段階的に域内の商品、人、サービス、資本の移動が自由化される経済同盟を形成していった。この結果、域内の経済関係は緊密化しベルギー経済とオランダ経済の相互補完性も高まった。

こうした成果をもとに1958年2月、最終的な経済同盟条約が3国によって締結された。しかし、経済同盟においても農業共同市場は設立されず、相手国は人口1000万程度の市場であり、ベネルクス地域の統合にはすでに限界がみえていた。ベネルクス諸国はより大規模な市場を目指して、EECの設立に積極的に関与することになる。

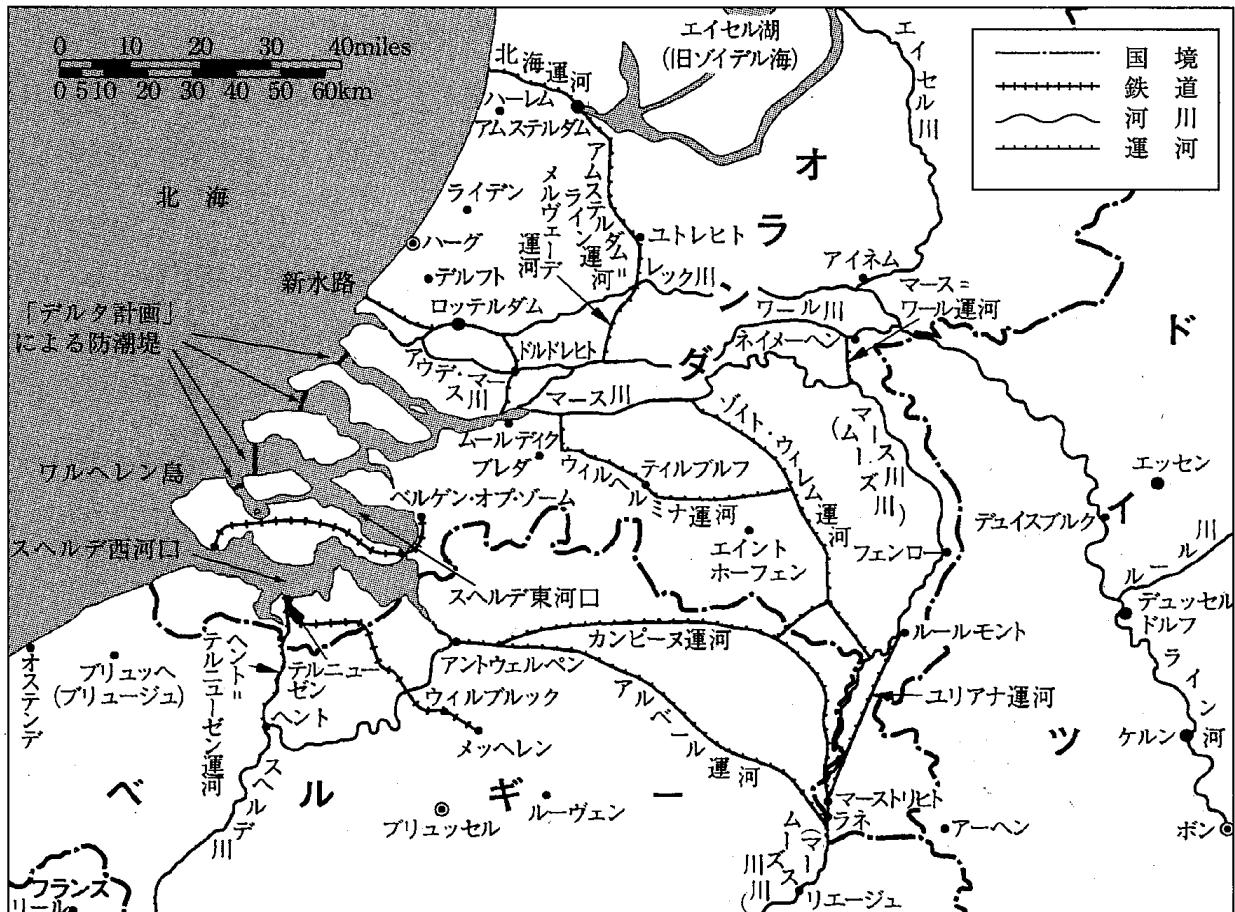
3. ベネルクスにおける河川・運河交通の発展

ベネルクスにはライン河、マース川、スヘルデ川の三大河川の河口があり、19世紀以降の産業化の進展とともにこの地域では河川・運河交通が発達し、経済発展の重要な基盤となってきた。ベネルクス同盟は、運河交通網の体系的整備の枠組みとなり、この地域における水路問題の解決を促進し、ベネルクスが稠密な経済空間を形成するうえで大きな役割を果たした。1950年11月に水路・港湾問題を研究するベネルクス特別委員会は、報告書を発表し、その中でベルギーとオランダの利害を調整すべき水路問題として以下の三点を指摘し、両国の交渉が行われることになった⁷。

第一の水路問題は、アルベール運河とマース川（ユリアナ運河）を大型船が航行できるようにするため、ベルギー側国境ラネ（Lanaye）の難所に大規模な閘門を建設することであった。リエージュはすでにアルベール運河によりアントウェルペンと結ばれ北海に通じる航路をもち、1950年代前半のマース川流域は経済的重要性が低かったのでベルギー側は必要性をあまり感じなかった。しかし、マーストリヒトをはじめマース川流域地域が、発達した工業地帯であ

⁷ De Gruben, Hervé, "Les aspects juridiques du traité conclu entre la Belgique et les pays-bas au sujet de la liaison entre l'escaut et le rhin", *Chronique de politique étrangère*, Vol. 18, No. 3, 1965, p. 265.

図1 ベネルクスの水路



(出所) 小島健「ヨーロッパ統合の中核」渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』有斐閣, 2000年, 114頁。

るワロン地域と結ばれることになるため、オランダにとって利益が大きかった。

第二は、テルニューゼン (Terneuzen) に新閘門を建設しさらにヘントとの間の運河を大型船が航行できるよう改良することである。これは、ヘント港が大型船で北海と結ばれるためにベルギーにとり重要であったが、テルニューゼンはすでに鉄道でベルギーに結ばれておりオランダに利益とはならない。

第三の水路は、スヘルデ川とライン河を結ぶ航路の改良である。これは、ベルギー最大の港であるアントウェルペンをヨーロッパ経済の大動脈ライン河に強力に結びつけるものであり、ライバルのロッテルダム港の利益を損なう可能性があった⁸。しかし、1950年代後半にオランダで発表された「デルタ計画」(図1参照)によりスヘルデ東河口と北海の間が防潮堤で塞がれることからアントウェルペン港にとって重要性は高まった。

以上の水路問題の交渉は、各国の国益が対立するために難航したが、まず、1960年6月と61年2月の協定により、第一と第二の問題で合意がなされた。さらに、第三のスヘルデ＝ライン航路の問題でも、1963年5月に協定が締結された。これによって、1967年にザンフリート（Zandvliet）の大閘門が完成し、アントウェルペンは運河によってライン河と結ばれることになった⁹。

ベネルクス同盟の枠内での河川・運河交通問題の解決により、ライン河、マース川（フランス語でムーズ川）、スヘルデ川（フランス語でエスコー川）の三大河川相互の結びつきは強固になった。交渉にはほぼ10年かかったが、おそらく、ベネルクス同盟がなかったならば交渉はずっと困難であったろう。

水路問題の解決は、国境の都市を活性化し都市間の協力を促進する契機ともなった。とくに、ラネ閘門の開通によりリエージュとマーストリヒトは国境を挟んで緊密に結びつくようになる。ただし、リエージュがマース川さらにライン河に結ばれたことで、アントウェルペンとの関係が相対的に弱まり、ベルギー国内における北部フランデレンと南部ワロンの対立が促進される面もあった。

4. ベネルクス経済同盟の設立

EEC 設立交渉に参加する一方で、ベネルクス諸国は、関税同盟発足後達成された成果をもとにして経済同盟条約を作成した。ベネルクス経済同盟条約は、1957年9月に仮調印された後、1958年2月に締結された。なお、ベネルクス経済同盟条約は、関税協定のようなUEBLとオランダによる2国間条約ではなく、ルクセンブルクも正式に署名した3カ国による条約である。ベネルクス経済同盟条約は3国の批准を終えて1960年1月に発効した。

しかし、ベネルクス経済同盟は、発足とともに地域統合の歴史における使命

⁸ アントウェルペンは、ライン河と大西洋とを結ぶ重要港としてライン河流域経済と密接に結びついていた。このため、第一次世界大戦後ベルギーはライン河航行中央委員会に参加し、沿河諸国とともにライン河の共同統治に加わった。渡辺尚「ライン河流域経済圏の企業発展」、渡辺尚・作道潤編『現代ヨーロッパ経営史』有斐閣、1996年、107-108頁を参照。

⁹ 水路問題について詳しくは、De Gruben, op. cit., pp. 265-266; Samoy, op. cit., p. 193を参照。

をほぼ終えたといえる。1950年代半ばまでにベネルクス諸国間で合意できる点はほぼ協定や議定書として締結されており、経済同盟条約による新たな進展はほとんどなかった。1960年代以降、ベネルクスにおける地域統合は、1958年に発足したEECによって進められ、懸案の農業問題もEECの農業共同市場によって解決されることになる。

第2章 ベネルクス覚書とメッシーナ会議

1. ベネルクス覚書の発表

欧州防衛共同体の失敗後、イギリス首相アントニー・イーデン（Anthony Eden）の斡旋によって1954年10月23日パリ諸協定が締結された¹⁰。協定によって西ドイツは再軍備を認められNATOに加盟し、また、ブリュッセル条約締結5カ国に西ドイツとイタリアが加わり西欧同盟（WEU）が結成された。さらに、パリ協定（「ザールの法規に関するドイツ連邦共和国政府とフランス共和国政府との間の協定」）によって、西ドイツとフランスはザールにヨーロッパ的地位を与えることを認めた¹¹。パリ協定は1954年12月に僅差ではあったがフランス議会で批准された。

懸案のザール問題でフランスと西ドイツが合意したことから、仏独が急接近することを警戒したベネルクス諸国とイタリアは、新たな欧州統合の枠組みを作る必要に迫られることになった。この時期、新しい提案を行うことが出来たのはベネルクスのみであった。ECSC設立で指導力を発揮したフランスは国内では政党間の対立が続き、国外ではアルジェリア問題で動きの取れない状況に

¹⁰ Willis, Roy F., *France, Germany and the New Europe 1945-1963*, California: Stanford University Press, pp. 185-190.

¹¹ ただし1955年10月23日行われた住民投票の結果、「ザールの法規に関するドイツ連邦共和国政府とフランス共和国政府との間の協定」は32%の支持しか得られず否決された。この結果、フランスは、モーゼル川の運河化とザール炭の提供を条件として、ザールの西ドイツへの編入条約（ザール条約）を結んだ。これによって、ザールは1957年1月ドイツに復帰した。Gerbet, *op. cit.*, p. 158および宮崎繁樹『ザールラントの法的地位』未来社、1964年、173-174頁を参照。

あった。イタリアでは1954年5月11日にECSC総会の議長に選出された欧洲主義者のアルシド・デガスペリ（Alcide de Gasperi）が、同年8月19日に死去して欧洲統合の求心力を失った。また、敗戦・独立から間もない西ドイツも欧洲統合において指導力を発揮する状況になかった。

なお、ベルギーでは1954年3月の総選挙の結果、キリスト教社会党が過半数割れし、社会党＝自由党の連立政権が誕生した¹²。内閣の主要閣僚は、首相アシル・ヴァン・アケル（Achill Van Acker）、外相スパーク、経済相ジャン・レイ（Jean Rey）であった。欧洲防衛共同体の失敗と仏独接近に直面したベネルクス諸国は、1954年11月に欧洲統合の袋小路から抜け出すために共同でイニシアティヴをとることで合意した。この合意は、1955年6月に開催させるECSC外相会議に向けられた。しかし、スパーク外相とオランダのヤン=ウィレム・ベイエン（Jan-Willem Beyen）外相は、ともに欧洲統合を進めることでは一致していたが、その方法においては隔たりがあった。

スパークは、ECSCをモデルとする部門統合を他の領域にも拡大していくことを主張していた。この考えは、最高機関の初代議長ジャン・モネ（Jean Monnet）の影響を受けたものであった。スパークは、それまでモネと幾度か議論し、部門統合をECSCから拡大する点で合意した。モネは、ECSC最高機関の権限をエネルギー部門と運輸部門に拡大することを主張した。ただし、原子力エネルギーだけは、ECSCとは別の機関による開発を進めるべきであると考えていた。モネにあっては、共同で行う原子力開発は平和利用に限定したものであり、フランスが核兵器開発競争に乗り出すことは考えられたが、ドイツが核兵器を開発することは禁止されるであろうし、共同体としても軍事面での核開発には手をつけることは不可能であると考えた。

スパークは、1955年4月2日付でドイツ、フランスおよびイタリアにモネの退任表明によって提起された問題に関する書簡を送り、欧洲統合の努力の再開を提案した。書簡は欧洲思想の再出発とECSCの権力の拡大を行うことを主張した。そして、「共同体のこの拡大はエネルギー（電力、石油、ガス）

¹² Spaak, Paul-Henri, *Combats inachevés*, Premier Volume, Paris: Fayard, 1969, p. 272.

と運輸（鉄道、内陸水路および道路輸送）のすべての既存の分野をカバーすることになる。平和目的の原子力の共同プールもまた設立され、ECSCの下に設置される機関に委ねられ……国際会議の議長をモネに委任する」ことを提案した¹³。スパークは、モネの主張である最高機関の権限を他の部門に広げるとの意見を取り入れ、モネに議長辞任の撤回を促したものと考えられる。

しかし、スパークの提案は仏独伊3国で冷ややかに受け取られた。即座にベイエンは広域アプローチを強調するオランダの覚書をベルギーとルクセンブルクに送った¹⁴。ベイエンは経済統合の方法について、部門統合の領域を広げていくことには限界があるとして、ECSCモデルの統合を退けた。ベイエンは、欧洲政治共同体の前提として全般的な経済統合を行う必要があるとする1952年12月に発表した提案（ベイエン・プラン）と同様の主張を行った。すなわち、ベイエン提案は、ECSIC 6カ国が関税同盟を設立し、それをもとにより広範な経済領域での統合である共同市場を開設すべきであるというものだった。ベイエン・プランは、ベネルクス経済同盟の実現方法に近いものであった。ベイエンは戦時期のベネルクス通貨協定交渉に専門家として参加しており、ベネルクス経済同盟の理念に通じていた。

新しい共同体の超国家性については、ベイエンが共同市場を運営する超国家機関を主張したのに対して、スパークはEDCの失敗にみられる超国家機関に対する厳しい現実から超国家機関の設立には慎重であった。また、ルクセンブルク外相ジョゼフ・ベッシュ（Joseph Bech）の立場は部門統合を主張するスパークに近かった。極小国ルクセンブルクにとり、商品だけでなく資本や人が自由に移動する大市場は野心的に映ったのと、同国経済の生命線である鉄鋼業はすでにECSCの下に置かれていたからである。

1955年4月23日スパークとベイエンはハーグで会談し、欧洲統合の新提案について合意に達した。会談に参加したベルギー経済省事務総長ジャン=シャル

¹³ Danis, François, "The Messina Conference", *The Relaunching of Europe: from the Messina Conference to the Treaties of Rome, 1955-1957*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1985, p. 16.

¹⁴ Ibid.

ル・スノア・エ・ドッピュース (Jean-Charles Snoy et d'Oppuers) は、4月25日付で経済相レイに次のような覚書を送り、会談の結果を報告している。「第一に、ベネルクス提案は5月末の ECSC 外相会議に提出される。提案は OEEC 全加盟国、最高機関、OEEC が正式参加かオブザーバーとして招待される国際会議の開催を求める。第二は、会議に提出される計画は二部からなる。すなわち、A. 欧州主要計画基金の設立と運賃の国際率の採用による欧州輸送統合と設立される欧州機関の保護の下での原子力の工業利用の統合である。B. 欧州関税同盟という究極の目的を持つ自由貿易圏の創設である。A と B の両方については、拒否権の行使の問題を避けるために多数決で条項が作成される。ECSC の諸機関を活用することは、考えられるべきである」。¹⁵

4月23日の会談により、ペイエンがベネルクス共同提案の原案を作成した。ペイエン案は、スパークとベッシュによる若干の修正を経た後、ベネルクス共同の覚書（ベネルクス覚書）¹⁶として完成した。覚書は、1955年5月20日にフランス、ドイツ、イタリアのマッシーナでの ECSC 外相会議参加国に対して提出された。ベネルクス覚書は、序文で次のように欧州が新しい経済面での統合の計画を進めるよう主張した。

「ベルギー、ルクセンブルクおよびオランダ各政府は、欧州統合 (intégration européenne) の道程において新しい一步を踏み出す時が来たと信じる。それは、まず何よりも経済分野で実現されなければならないと考える。

3カ国政府は、共同の諸機関の発展、各国経済の漸進的融合、共同市場の創設および各国の社会政策の漸進的調和によって統一欧州の設立を追及すべきであると信じる。

欧州が世界における地位を維持し、欧州の影響力と威光を取り戻し、また、住民の生活水準を持続的に引き上げるために、以下のような政策が不可欠であるだろう。

¹⁵ Ibid.

¹⁶ “Mémorandum des pays Benelux aux six pays de la C.E.C.A.”, *Documents diplomatiques belges 1941-1960*, Tome IV, Académie royale de Belgique, 2001, pp. 369-371.

ECSC の活動は、この機関の活動領域の近接分野に共同市場を拡大する必要性を明らかにした。ただし、全般的経済統合が企てられないならば、このような拡大は成功することができないとベネルクス諸国は信じる」¹⁷。

ベネルクス覚書は、経済分野での統合を進めるとの立場から、とくに三つの領域における達成目標を設定している。第一は、部門統合の拡大である。すなわち、経済発展の共通基盤の拡大は、まず何よりも運輸、エネルギーおよび原子力の平和利用の3部門を優先して行うことが提案された。運輸部門では、欧洲における運河網、道路網、電化鉄道網、設備の標準化、航空輸送の協力について研究を行う。エネルギー部門では、ガスと電力の交換を促進する方策が取られるべきである。そして、原子力エネルギーについては、その平和利用は過去数百年に例を見ない新しい産業革命をもたらすものである。そこでベネルクス諸国は、共同機関を設置してこれに原子力の平和利用の発展を保証する責任と手段を付与すべきであると考える。

第二は全般的経済統合である。これに関して、「ベネルクス諸国は経済共同体 (communauté économique) の実現に向かうべきであると信じる。共同体は数量制限と関税の漸進的撤廃によって実現する共同市場に基礎を置かなければならない。欧洲経済共同体の設立は、ベネルクス諸国の考えでは、所定の目的を実現するのに必要な固有の権限を与えられた共通機関の設置を必然的に前提とする」¹⁸。また、次の点で合意に達する必要がある。(a) 貿易障壁が撤廃される手続きと速度、(b) 加盟国の財政、経済および社会政策の分野における全般的政策の調和のために取るべき手段、(c) セーフガード条項の制度、(d) 再適応基金の創設と機能、である。ここでは、究極的には共同市場に至る広範囲な経済統合が目的とされ、それが経済共同体の呼称で呼ばれ、さらに、ベイエンの提案を採用し、それ自身で権力を持つ超国家的性格の共同機関の設立が提案された。

第三は、社会分野に関するもので、各国で実施されている社会政策の漸進的

¹⁷ Ibid., p. 369.

¹⁸ Ibid., p. 370..

調和が不可欠である。特に、労働時間、超過勤務手当ておよび休日と賃金に関する規則が挙げられた。

以上の計画を実行に移す手続きとして覚書は、次の目的での会議の開催を求めた。まず、運輸、エネルギーおよび原子力エネルギー分野での目的を達成するための条約の研究と準備をおこなう。第二に、欧洲経済の全般的統合の条件と計画を決める条約の準備を行う。以上に述べた任務を実行する共通機関を設置する条約の準備をする。なお、この会議は、ECSC 加盟国代表、ECSC と連合関係にある国（イギリスのこと）の代表および ECSC 自身が参加し、また会議には、OEEC 加盟国と OEEC の代表もオブザーバーとして招待されることを提唱した。そして、作成される条約は会議のすべての参加者に開かれることを、覚書は提案した¹⁹。

このように覚書は、経済統合の対象分野については、部門統合論のスパークと全般的統合論のベイエンの構想を併記したものだった。また、覚書はベイエンの提案を受け入れて共通の機関を設置することを提案しているが、スパークの要請によって超国家という言葉は慎重に避けられた。

2. メッシーナ決議

1955年6月1-2日にシシリ一島のメッシーナで ECSC 外相会議が開催された²⁰。会議の議題は、モネの後継議長の選出と今後の欧洲統合の行動計画であった。しかし、モネの退任についてはまだ不確定要素があった。いくつかの ECSC 加盟国政府と共同総会はモネに辞任の撤回を求めていたからである。そして、ベネルクス覚書が発表された後の5月24日、モネは6カ国政府宛ての書簡において、「すでに始まった冒険的事業を促進することにおいて直接的な役割を演じる用意が再びある」と述べた²¹。しかし、メッシーナで ECSC 6カ国

¹⁹ Ibid., pp. 370-371.

²⁰ メッシーナ会議の議事録は、次のものがある。“Projet de procès-verbal de la réunion des ministres des Affaires Étrangère des États members de la C. E. C. A. à Messine”, *Documents diplomatiques belges 1941-1960*, Tome IV, No. 191.

²¹ Danis, op. cit., p. 17.

外相はモネの意向を無視し、最高機関議長として新たにルネ・メイヤー (René Mayer) を指名した。メイヤーは、フランス政府において幾度も大臣を経験した人物であり、メッシーナ会議直前にフランス政府の推薦にまずベイエンが賛成し他の国も了承し決定した²²。モネが退任したとはいえ、ECSCにおいてはフランスが主導権を握っていたと見ることができる。

すでに述べたように、会議には今後の欧洲統合についてのベネルクスからの覚書が提出されていたが、ドイツとイタリアもこれに関して簡単な覚書を提出していた。会議は、ベネルクス覚書を土台として進行し、ベネルクス3国はつねに連絡を取り合い密接に協力した。イタリア政府の覚書は、ベネルクスの提案を支持し、また部門別統合を唯一の方法とすることへの反対を強調していた。共同市場の創設については、統合は漸進的に行われるべきであること、部門ごとに漸進性は異なること、を強調した。また、イタリアは通貨交換問題に対する国家間協力の必要性を指摘した。手続き面では、専門家による作業部会によって会議が準備されるべきことを示唆した²³。このように、イタリアは、防衛共同体の失敗を受けて部門統合の拡大にのみ依存することに限界を感じて全般的な経済統合を支持し、また、通貨交換問題と新共同体準備のための作業部会設置を要求していた。

西ドイツの覚書もまたベネルクス提案に同意を示した。ただし、共同市場を実現するにはさらなる要素が必要であることを指摘した。とくに次の二つのことが要求された。すなわち、資本、サービスおよび労働の自由移動を実現すること、および歪みのない競争を保障し国による差別を排除する規則を制定することであった。西ドイツの提案には、戦後同国の経済政策の理念となった競争と秩序を重視する社会的市場経済の考えが反映されていた²⁴。また、手順についてドイツは、次回の会議の前に提出される必要な規則を作成しテキストを

²² Spierenburg, Dirk et Poidevin, Raymond, *Histoire de la Haute Autorité de la Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier*, Bruxelles: Bruylant, 1993, pp. 319–320.

²³ Danis, op. cit., p. 18.

²⁴ 社会的市場経済の思想的系譜については、とりあえず、雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス』東京大学出版会、2005年を参照。

起草するために、ECSC 閣僚理事会の権限の下で常設の諮問機関を設置することを提案した²⁵。いずれにせよ、1950年代前半に急速な経済成長を遂げたイタリアとドイツの両国にとり、広域市場の形成は望ましいことであった。

会議でスパークは、ベネルクス覚書の基本的概念について詳細に説明した。統合の方法について覚書は二重のアプローチを持つ欧州思想の再出発を考察している。つまり、部門ごとの統合と広範な経済統合である。スパークは広範囲の経済統合が実現されることが望ましく、覚書も部門ごとのアプローチよりも広範な統合により好意的であることは認めるが、特定の経済部門での限定されているが迅速に結果を出すために行われる努力を排除すべきではないと主張する。また、彼は臨時の緊急措置が含まれるべき点も強調した。手続きの問題に関して、スパークは6カ国と既存の欧州機関（OEEC, ECSC および欧州審議会）からの専門家によって構成される集団が、指導的政治家の調整と支持の下で合同報告書を作成することを考えていた。そして、その報告書が外相たちに提示され、その報告書を下に政府間会議が早急に起草される条約文を決めることができるという考えであった²⁶。

フランス外相アントワーヌ・ピネー（Antoine Pinay）は、部門統合のほうが一度に開始でき、迅速に成果が上がるとして好意的であり、広範な経済統合については6カ国における経済・社会条件の漸進的調和（一致）が必要になるとして消極的だった。フランスは、共同市場よりも原子力開発での協力に魅力を感じていた²⁷。この当時、世界で原子力を利用できる能力を持っていたのは、アメリカ、ソ連およびイギリスのみであり、フランスはこの分野での遅れが世界における影響力の減退につながると懸念していた。また、将来の主要なエネルギーが原子力になるとの期待がフランスでは高かった。

ピネーは、提出された覚書では不十分だとして以下の分野について研究を行

²⁵ Danis, op. cit., p. 18.

²⁶ Danis, op. cit., p. 19.

²⁷ Heater, Derek, *The Idea of European Unity*, New York: St. Martin's Press, 1992, pp. 165-166. (デレック・ヒーター著／田中俊郎監訳『統一ヨーロッパへの道』岩波書店, 1994年, 249頁)。

うべきであると主張した。それは、(1) 共同市場を非加盟国から保護する制度、(2) 既存の社会法制の段階的調和、(3) 地域的格差を拡大することを避ける手段、(4) 通貨交換問題と特定の国に困難をもたらし、従って共同市場の調和的設立に対する障害を形成することになる措置を防止する方法である²⁸。

メッセーナ会議では、以上のような議論、覚書の説明そして他の多くの詳細な点について討議した結果、議論は長引き予定を超えて6月3日になって全会一致で最終決議が採択された²⁹。出された共同宣言（メッセーナ決議：Messina Resolution）³⁰は、ベネルクス覚書を大筋で受け入れたものとなり、原子力などの部門統合と共同市場の設立を決議した³¹。決議は、ローマ条約にいたる欧州統合の出発点となる重要な内容であった。決議の前文は次の文章で始まる。

ドイツ連邦共和国、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルクおよびオランダ各国政府は、欧州建設（construction européenne）の道程において新しい一步を踏み出す時が来たと信じる。それは、まず何よりも経済分野で実現されなければならないと考える。

6カ国政府は、共同の諸機関の発展、各国経済の漸進的融合、共同市場の創設および各国の社会政策の漸進的調和によって統一欧州の設立を追及すべきであると信じる。

²⁸ Danis, op. cit., p. 19.

²⁹ メッセーナ会議の事務レベル協議の責任者であったスノア・エ・ドッピュースによれば、最終的な議論は3日目の朝3時から5時の外相会議でなされた。“Extrait from an interview ex abrupto with Count Snoy et d'Oppuers. Interview conducted by Mr Paul Callowald, Honorary Director-General of the Commission, on 12 December 1983, in Bruxelles”, *The Relaunching of Europe: from the Messina Conference to the Treaties of Rome, 1955-1957*, 1985, p. 20.

³⁰ CEAB 3 No. 736 “Resolution adoptée par les ministres des affaires étrangères des états membres de la C. E. C. E, réunion à Messine les 1^{er} et 2 juin 1955.” メッセーナ決議は次にも収録されている。Gerbet, Pierre, *La naissance du marché commun*, Paris: Editions Complexe, 1987, Documents VI, pp. 165-168.

³¹ Trausch, Gilbert, *Histoire du Luxembourg*, Paris: Hatier, 1992, p. 205. (岩崎允彦訳『ルクセンブルクの歴史』刀水書房, 1999年, 201頁).

欧洲が世界における地位を維持し、欧洲の影響力と威光を取り戻し、また、住民の生活水準を持続的に引き上げるためには、以下のような政策が不可欠であるだろう。³²

以上の3段落はベネルクス覚書とほぼ同じ文章である。ただし、ベネルクス覚書で「統合」とあったものが、ここでは「建設」と替えられている。それは、石炭市場や鉄鋼市場の統合の主体となったECSCが超国家と結び付けて考えられていたため、超国家を連想されやすい「統合」を避け、より広い意味である「建設」という言葉が使われたと思われる。ただし、「建設」という言葉には、経済分野から他の分野も含めてECSC諸国がこれから新しい欧洲を作り出そうとする意志をみることもできよう。さて、この前文に続く決議は、二つの部分から構成されている。第一部では目的が示され、第二部ではそのための手続きが示されている。

第一部は、6カ国政府が合意した四つの目的を挙げている。その第一は部門統合であり、これには以下の3分野が示された。

1. 商品交易の拡大と労働移動のために、運河、道路、電力、設備の標準化、航空輸送の欧洲網の設立についての研究。
2. ガスや電力などエネルギーの生産と消費を発展させる目的での研究。
3. 平和利用を目的とする原子力開発。

以上のように、部門統合についてはベネルクス覚書がほぼそのまま採用された。

第二の目的は共同市場であり、次のように述べる。「6カ国政府は、すべての関税と数量制限を撤廃する欧洲共同市場の設立を経済政策分野での目的とすることを認める。この市場は段階的に実現されるべきものと考える」。そのために研究を必要とする分野として以下が挙げられた。

- (a) 加盟国間の貿易障壁を段階的に引き下げる方法と速度、および域外に対する関税制度の漸進的統一。
- (b) 財政、経済、社会の各分野における加盟国の全般的な政策を調和するため

³² Heater, *op. cit.*, pp. 165-166. (邦訳、前掲書、249頁)。

に取る手段。

- (c) 共同市場を創設し発展するために加盟国の通貨政策の十分な調整を保障することができる方法の採用。
- (d) セーフガード（緊急輸入制限）条項。
- (e) 再適応基金の設立と機能。
- (f) 労働者の自由移動の段階的実現。
- (g) とくに全ての国家差別を排除するような共同市場における競争の作用を保障する規則の作成。
- (h) 共同市場の実現と機能に適した機関のあり方。

共同市場については、ベネルクス覚書をもとにしてより詳細に研究すべき点を指摘しており、メッシーナ会議に提出された他の覚書や議論を反映していた。

第三の目的は、「欧洲投资基金の創設が研究されるべきである。基金は、欧洲経済の潜在能力を共同で開発し、加盟国の中の低開発地域を発展させる目的を持つ」。投资基金はベネルクス覚書にはなかった提案であり、国内に低開発地域を抱えるイタリアやフランスなどの意見が取り入れられたものと思われる。

第四の目的として、「社会分野に関しては、6カ国政府は各国で実施されている規則の漸進的調和を研究することが不可欠であると考えており、とくに労働時間、時間外労働に対する手当て（夜間労働、日曜日や休日の労働）、これら休日の長さとその給与である」。

メッシーナ決議の第二部では、以上の研究を行う手続きについて述べられている。まず、条約または政策措置を作成する会議の召集である。その準備は各國政府代表による委員会によって行われ、委員会には専門家も参加し、指導的政治家が議長となり様々な作業を調整する。委員会はECSC最高機関、OEEC、欧洲審議会、欧洲運輸閣僚会議に必要な援助を求める。委員会の総括報告は遅くとも1955年10月1日の外相会議までに提出される。委員会にはイギリス招聘もされる。また、他の欧洲諸国にも後日、会議への参加が呼びかけられることが表明された。

第3章 スパーク報告

1. 報告の作成

メッセーナ会議に参加した外相達はスパークを各國政府代表委員会の議長に選出し、彼に決議に基づいて研究を行い、報告を作成するよう依頼した³³。スパークは、各國政府代表一名からなる各國政府主席代表委員会（スパーク委員会）の議長として、彼に課せられた任務を遂行するため各國からの専門家による作業委員会を結成した。7月9日にブリュッセルで各國政府代表委員会の第一回会合が行われた。委員会には6カ国のはかイギリスや他の歐州組織の代表も参加した³⁴。

各國政府主席代表委員会のもとで具体的な研究活動が各國からの専門家によって構成される作業委員会により行われた。作業委員会は、経済、法律、政策の各分野について技術的問題を解決するのが目的であった。他方、各國政府主席代表委員会は、作業委員会の任務の進展を点検し、報告が各國政府に受け入れられるよう交渉した³⁵。作業委員会は四つあり、共同市場、既存エネルギー、原子力および運輸・公共事業について研究した。作業委員会は、55年7月からブリュッセルのヴァル・デュシュス城で研究活動を開始した。作業委員会は、個別の問題ごとに、各國の見解を調査し合意に達するよう協議をした結果、10月までには農業や海外領土などの懸案を除いてほぼ外相会議に中間報告を提出する段階に達していた³⁶。

しかし、11月になるとイギリスがスパーク委員会を離脱する事態になった。11月7日に各國政府主席代表会議が開催され、各作業委員会から出された報告

³³ Spaak, Paul-Henri, *Combats inachevés*, Deuxième Volume, pp. 69-70.

³⁴ *The Relaunching of Europe: From the Messina Conference to the Treaties of Rome, 1955-1957*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1985, p. 42.

³⁵ Spaak, Paul-Henri, *op. cit.*, Deuxième Volume, p. 84.

³⁶ *The Relaunching of Europe*, p. 42.

について討論が行われた。イギリスは、討議の場で共同市場の将来性について疑問を示し、6カ国と共同市場について見解の違いが大きいことを明らかにした。こうしてイギリスはスパーク委員会の方針に合わないと判断し、これ以後、委員会に出席することはなかった³⁷。イギリスは、自由貿易地域の設立を主張しており、とくに対外共通関税には反対であった。また、イギリスは英連邦との関係をいまだ重視し、主権の制限を受けるアプローチも望んでいなかった。

スパーク委員会は、イギリス脱退の11月以降、外相会議宛ての報告の作成作業に入った³⁸。メッシーナ会議で55年10月に予定されていた外相会議は56年1月末に開催された。スパークは、それまでの作業委員会で作成された10本の報告をもとに委員会の中間報告を会議で行った³⁹。会議では、原子力共同体と共同市場は不可分とするベネルクスを中心とする意見が原子力共同体のみを重視するフランスを意識して出された。

外相会議後の2月から4月にかけて、10本の作業委員会の報告書を一つにまとめる、最終的な報告作成作業が行われた。作業は形式的にはスパークの指導の下で進められたが、実際に指揮を取ったのは、ECSC 経済局長のピエール・ユリ (Pierre Uri) であり、ユリをドイツ人のハンス・フォン・デア・グレーベン (Hans von der Groeben) とベルギー人のアルベール・ユッペール (Albert Huperts) が補佐した⁴⁰。報告の作成で重要な役割を果たしたのは、フランス人のユリであった。ユリは、モネの腹心であり1947年に計画庁の財政顧問となり、シューマン・プランと ECSC 条約の起草に大いに関与した。さらに、モネが最高機関の議長に就任すると ECSC の経済局長を務めた人物である⁴¹。

スパークは、「『スパーク報告』は、重要な文書であるが、その大部分はユリの作品である。彼は、ローマ条約の中心的な作成者の一人であった。少し皮肉

³⁷ Spaak, *op. cit.*, Deuxième Volume, pp. 73-83.

³⁸ イギリスは共同市場計画に対して、1956年7月のOEEC会議で欧州自由貿易地域 (European Free Trade Area) 計画を提案して、EECを牽制した。

³⁹ *The Relaunching for Europe*, p. 42.

⁴⁰ Spaak, *op. cit.*, Deuxième Volume, p. 71; *The Relaunching*, p. 42.

⁴¹ Heater, *op. cit.*, p. 166. (邦訳、前掲書、249-250頁)。

に言えば、私の功績は彼を最大限に活用できたことであると思う、それは誰も出来なかつたことである。我々の協力は成功した。彼は私よりもずっと多くのアイデアを持っていた。おそらく、私は彼よりもずっと上手にそれを発表し擁護した⁴²と認めている。また、モネもローマ「条約のもとになった専門家による報告は、実質的にはユリが作成したものである」と述べている。ただし、モネは「しかし、それにもかかわらず、このきわめて重要な文書の政治的功労者」⁴³がスパークであり、スパークの政治的交渉力がなければ報告がローマ条約のたたき台とならなかつたことも認めている。

なお、スパーク委員会の作業中の1955年10月13日、モネが主導する欧洲合衆国行動委員会（Action Committee for the United States of Europe/Comité d'action pour les États-Unis d'Europe）が創設された。欧洲防衛共同体の失敗による衝撃を受けたモネは、1955年2月の最高機関議長の任期終了を前にした1954年11月10日、6カ国政府に対して議長の再任を拒否することを表明し、民間運動によって欧洲統合を推進することを決意した⁴⁴。委員会には56年1月にフランスの首相となったギ・モレ（Guy Mollet）やルネ・プレヴァン（René Plevé），社会党系労組 CGT = FO 書記長のボトロー（Bothereau），カトリック系労組 CFTC 委員長ボラドクス（Bouladox）が加盟し、欧洲統合を目指して作業するスパーク委員会および EEC 設立交渉を支援した⁴⁵。

2. スパーク報告の概要

1956年4月21日、各国政府主席代表委員会議長スパークが、研究結果を報告した。それが EEC 条約と欧洲原子力共同体（Euratom）条約の原案を示した通称『スパーク報告』⁴⁶であり、正式名称は「外相に宛てた主席代表報告」である。表 3 に示したように、スパーク報告は、第一部「共同市場」、第二部

⁴² Spaak, *op. cit.*, Deuxième Volume, p. 72.

⁴³ Monnet, Jean, *Mémoir*, Paris: Fayard, 1976, p. 495.

⁴⁴ *Ibid.*, pp. 484-489; Van Helmont, Jacques, *Options européennes 1945-1985*, Luxembourg: Office des publications officielles des Communautés européennes, 1986, p. 56.

⁴⁵ Willis, *op. cit.*, pp. 258-259.

表3 スパーク報告の編別構成

まえがき 第一部 共同市場 序言 第一篇 市場の融合 第1章 関税同盟 第1節 共同市場における関税撤廃 第2節 共通对外関税の設定 第2章 輸出入割当 第1節 輸入管理 第2節 輸出管理 第3章 サービス 第4章 農業 第1節 問題の一般的与件 第2節 農業政策 第3節 農業共同市場の設立 第二篇 共同市場の政策 第1章 競争規則 第1節 企業に適用される規準 第2節 国家が与える援助に関する規則 第2章 不均衡の是正と法規の接近 第1節 不均衡 第2節 法規の接近 第3章 運賃と運輸政策 第1節 運賃 第2節 運輸政策 第4章 國際収支 第1節 収支均衡問題 第2節 相互協力 第3節 通商政策の統一 第三篇 歐州資源の開発と完全利用 第1章 投資基金 第1節 対象 第2節 資金と組織 第2章 再適応 第1節 原則 第2節 提案される制度 第3章 労働者の自由移動 第4章 資本移動の自由	第二部 ユーラトム 序言 第1章 研究開発と情報交換 第1節 ユーラトムの活動 第2節 研究における協力 第3節 知識の普及 第2章 安全規準と安全管理 第3章 投資の発展と共同施設 第1節 投資 第2節 共同施設 第4章 核鉱石と核燃料の調達 第1節 購買優先 第2節 利用条件 第3節 調達機関 第5章 原子力産業の共同市場 第6章 制度的側面 第三部 即刻活動すべき部門 第1章 エネルギー 第2章 航空輸送 第3章 郵便および遠距離通信
---	---

(出所) Comité intergouvernemental crée par la conférence de Messin, Rapport des chefs de délégation aux Ministres des affaires étrangères, Bruxelles, 21 avril 1956, pp. 5-7より作成。

「ユーラトム」および第三部「即刻活動すべき部門」より成る。報告は、EEC 条約よりも当時の欧州が直面していた問題を明確にし、EEC 設立の意義を述べており、EEC 創設の真意を知ることができる歴史的文書である。報告は「まえがき」の冒頭で、次のように欧州の経済的な地盤沈下と共同市場の必要性について強調した。

ほとんど全ての分野で世界生産の半分を占めているアメリカ合衆国と、集産主義体制の下で世界人口の三分の一を擁し生産を毎年10%から15%の速度で増大させている諸国とに挟まれて、かつては加工業を独占し海外領から重要原料を入手していた欧州は、今では対外的地位が低下し、影響力は衰え、欧州域内の分裂の中でその発展力は失われている。

(中略)

欧州の生産性の向上は、技術の急速な同化によるところが多く、これがなければ生産性の向上はなかったであろう。現在の欧州の経済組織の下では、この発展を続け、独力で発展速度を維持することはできない。現在の世界の経済発展の可能性に直面して、欧州各市場の障壁が何を意味するかについては、次の三つの具体例が明らかにするであろう。第一は、欧州にはアメリカの高性能機械を経済的に十分利用できる大自動車企業は一つもない。また、欧州大陸諸国で外国からの援助を受けずに大型輸送機を製作できる国は一つもない。最後に、原子科学分野において、欧州諸国が多額の費用をかけて得た知識は、アメリカが現在自国の産業および他の諸国の産業に自由に任せている知識のごく一部分でしかない。

欧州諸国はいずれも、原子力時代が約束している技術革命を開始するのにふさわしい研究に非常な努力を払う段階に至っていないし、また、この技術革命を開始するための基礎的投資を行う段階にも至っていない。しかし、この新しいエネルギー

⁴⁶ Comité intergouvernemental crée par la conférence de Messin, *Rapport des chefs de délégation aux ministres des affaires étrangères*, Bruxelles, 21 avril 1956. 以下、*Rapport Spaak* と略記する。なお、第一部「共同市場」のみ以下の邦訳がある。片山謙二・北原道彦訳「スパーク報告『欧州共同市場計画』(全文)」、『共同市場と国際貿易』日本関税協会、1957年。本書では、邦訳を参考にして、独自に訳出した。

源とその新しい技術とによって生産の発展が約束されても、やがて、分割された各欧洲市場の地域ではあまりにも狭すぎるという矛盾に直面するであろう。すなわち、原子力革命は、数年を待たずにわれわれの経済構造が旧式であることを暴露するであろう。それゆえ、6人の外務大臣はまず経済分野における欧洲の統一を図るべくメッシーナに会合した際、原子力産業を共同して作ること、および一般的な共同市場を創設することの二つを必ず実現しなければならない旨強調したのである⁴⁷。

次いで第一部「共同市場」の序言で、次のように共同市場設立の必要性を述べる。「欧洲共同市場の目的は、強力な生産単位を組織し、連続的発展と生活水準の急速な向上を可能にするとともに、加盟国の中に調和のある諸関係を増大させるような広大な共同経済政策地域を形成することである。(略) この市場は近代技術を相当広く利用するものである。今日すでに、一国的市場には適合しないような巨大生産方式や大量生産方式が存在している。対外競争から国内企業を防衛する保護措置は、生産の発達と生活水準の向上にとって有害である。大市場において、旧式設備は存在できなくなり、企業は自らの立場を守るために生産発展、品質改良、生産方式の近代化に取り組まざるを得ない」⁴⁸。このように報告は、アメリカ市場と比較して相対的に矯小な欧洲各国市場は、低生産性と競争力喪失をもたらしていると指摘し、対米競争力を生み出す欧洲共同市場の創設を提案した。

第二部は原子力共同体であるユーラトムである。また、第三部では、即座に活動すべき部門としてエネルギー、航空輸送、郵便および遠距離通信が挙げられているが、具体的な内容にまでは立ち入っていない。こうして、スパーク報告において、部門別統合は当面は原子力に限定されることになり、これ以降は共同市場の設立を中心に欧洲統合を進める分岐点となった。

⁴⁷ "Avant-propos", *Rapport Spaak*, p. 9.

⁴⁸ *Rapport Spaak*, p. 13.

第4章 ローマ条約

1. ローマ条約交渉

スパーク報告は、1956年5月29-30日にヴェネチアで開催されたECSC外相会議で議論された⁴⁹。ECSC外相会議は、スパーク報告を採択し、これに基づき経済共同体と原子力共同体の設立交渉を行うことで合意した。二共同体の設立条約の起草のためにスパークを議長とする政府間会議を招集することを決定した。こうして、6月26日から10月までブリュッセルのヴァル・ドュシュス城において6カ国による新条約交渉が始まった⁵⁰。

個別の問題を扱うために四つの部会が編成された。すなわち、主席代表による委員会、共同市場グループ、ユーラトム・グループそして起草グループである⁵¹。条約草案の第一次案は、植民地や農業問題など懸案事項を残したまま10月までに完成した。1956年10月20-21日にパリで開催された外相会議では、ブリュッセルの起草委員会で未決定のまま残された問題が確認された⁵²。

条約交渉において、もっとも難航したのは植民地問題と農産物問題であった。植民地問題とは、ヴェネチア会議でフランスがはじめて海外領土との連合を持ち出した問題であった。戦後植民地と緊密な関係を築いてきたフランスがEECと植民地が連合関係を結ぶことを主張した⁵³。このフランスの植民地との連合案にベルギーも同調した⁵⁴。両国は共同で海外領土との連合を要求する報告書を提出し、ローマ条約交渉の大きな争点となった⁵⁵。両国の主張は貿易面で植民地を他のEEC加盟国にも解放し特恵貿易関係を結ぶ一方で、経済援

⁴⁹ ヴェネチア会議の議事録は次にある。CEAB 3 No. 1348, *Projet de Procès-verbal de la Conférence des Ministres des Affaires Etrangères des Etats membres de la C. E. C. A., tenue à Venise les 29 et 30 mai 1956*.

⁵⁰ *The Relaunching of Europe*, p. 45.

⁵¹ *Ibid.*

⁵² *Ibid.*

⁵³ 戦後フランスの植民地政策については、菊池孝美、第8章「第二次大戦後におけるフランスと植民地との経済関係」、『フランス対外経済関係の研究』八朔社、1996年を参照。

助の負担を負わせるというものであった。しかし、国内に植民地主義に反発する声が多くラテンアメリカや英連邦アフリカ諸国との関係が深い西ドイツ、オランダは、フランス、ベルギー両国の海外領土と EEC が特恵貿易関係を結び経済援助を行うことに反対した。しかし、フランス首相モレは、連合が認められなければ EEC への参加を拒否するとの強硬姿勢を示したため、EEC の設立が危ぶまれる事態となった⁵⁶。植民地問題は1957年2月20日の仏独首脳交渉で最終的に西ドイツが大幅に譲歩し、アフリカ植民地との連合関係を受け入れたことで解決された。

また、農業については、各国で行われている農業保護政策が問題となった。とくに、自由貿易を主張するオランダと市場の組織化を主張するフランスの見解の差は大きかった。しかし、この問題でもフランスの要求が基本的に受け入れられた。すなわち、将来的には農業共同市場が実現されるが、それまでの過渡期においては現行の保護政策は一定の範囲内で残ることになった。農業については合意に至るのが困難な問題は先送りされ、EEC 設立条約では農業部門で共通の政策を実施することが決められたが詳細な規則はなく将来の交渉に委ねられた⁵⁷。

こうして、1957年3月25日、歐州經濟共同体（EEC）条約と歐州原子力共同体（Euratom）条約がフランス、西ドイツ、イタリアおよびベネルクス3国によってローマで締結された。

条約の調印式は、ローマのカピトリーノ丘にあるカンピドリオ宮殿で行われた。スパークは、「もしわれわれが、今ここに始められた事業を完遂すること

⁵⁴ ローマ条約交渉における植民地問題について詳しくは以下を参照。藤田憲「ヨーロッパ經濟共同体設立交渉とピエール・ユリ」、木畑洋一編『ヨーロッパ統合と国際関係』日本經濟評論社、2005年；小島健「設立期における EEC の低開発国政策」、『経済科学』（名古屋大学）第36巻第1号、1988年。

⁵⁵ CEAB 3 No. 833, Comité des chefs de délégation, Rapport Franco-Belge.

⁵⁶ 小島健、前掲論文、72-73頁を参照。

⁵⁷ ローマ条約交渉における農業問題について詳しくは、廣田愛理「戦後フランスの農業政策とヨーロッパ統合」、廣田功編『現代ヨーロッパの社会政策』日本經濟評論社、2006年を参照。

表4 欧州経済共同体を設立する条約

前文	第三部 共同体の政策
第一部 原則	第1篇 共通の規則
第二部 共同体の基礎	第1章 競争に関する規則 第2章 税に関する規定 第3章 法制の接近
第1篇 貨物の自由移動	第2篇 経済政策
第1章 関税同盟	第1章 景気政策 第2章 國際收支 第3章 通商政策
第2章 構成国間の数量制限の撤廃	第3篇 社会政策
第2篇 農業	第1章 社会規定 第2章 欧州社会基金
第3篇 人、サービスおよび資本の自由移動	第4篇 欧州投資銀行
第1章 労働者	第四部 海外の国および領域との連合
第2章 居住の権利	第五部 共同体の機関
第3章 サービス	第1篇 機関に関する規定
第4章 資本	第1章 機関 第2章 諸機関に共通な規定 第3章 経済社会評議会
第4篇 輸送	第2篇 財政条項
	第六部 一般規定および最終規定

(出所) *Traité instituant la Communauté économique européenne.*

に成功するならば、1957年3月25日は欧洲にとって歴史的な日となるであろう」と演説し、二共同体の実現に向けて期待を示した。

2. EEC 設立条約の概要

二つの条約（ローマ条約）は1957年中に各国議会で批准され、1958年1月1日に発効した。EEC 設立条約の構成は表4の通りである。条約は前文に続き六部とその他の協定や議定書からなる。

EEC の機関として、各国からの中立の委員によって構成され共同市場の運営を行う委員会と各国の閣僚からなる理事会が設置された。委員会は ECSC の最高機関にあたり、委員会には共同市場を実現するためのいくつかの権限が与えられたが、ECSC 最高機関のような産業に直接介入する強力な権限は与えられなかった。委員会には最高機関のような超国家性はなく、理事会の権限が

強かった。つまり、EECはECSCに比べてより自由主義的で市場メカニズムを尊重する立場をとった。その理由は、当時のヨーロッパ経済がGATTによる自由貿易体制のもとで急速に成長しており、自由な経済活動に対する信頼が高く、EEC委員会が自国経済に介入することを望まなかったからである。また、裁判所と議会はECSC、EEC、ユーラトム共通のものとなった。

EEC条約は第2条で、「共同体の使命は、共同市場の設立および加盟国の経済政策の漸進的接近により共同体全体の経済活動の調和した発展、持続的かつ均衡的な拡大、安定強化、生活水準の一層すみやかな向上および加盟国間の関係の緊密化を促進することである」⁵⁸、と設立の目的を述べている。EECの設立目的は、ECSC条約第2条で規定された目的と基本的には同じで、経済発展、雇用拡大、生活水準の引き上げである。

しかし、この目的を達成するための方法は、ECSCよりも加盟国の経済全般におよぶものであった。EEC条約第3条は、第2条の目的を達成するため以下の政策の実行を具体的に規定した。

- a) 加盟国間の貨物の輸入および輸出に関する関税および数量制限並びにこれらと同等の効果を有する他のすべての措置の撤廃
- b) 第三国に対する共通関税率および共通通商政策の設定
- c) 加盟国間における人、サービスおよび資本の移動の自由に対する障害の撤廃
- d) 農業分野における共通政策の樹立（共通農業政策）
- e) 運輸分野における共通政策の樹立（共通運輸政策）
- f) 共同市場内において競争が歪曲されないことを確保する制度の確立（競争原理の確立）

⁵⁸ EEC設立条約は、共同体の出版局から出版されている。Traité instituant la Communauté Économique Européenne et documents annexes, Services des Publications des Communautés Européennes, 1963. また、インターネット上でも公開されている。例えば条約の英語版 (Treaty establishing the European Economic Community) は、EU法令ポータルサイト EUR-Lex の HP (<http://eur-lex.europa.eu/en/index.htm>) にある。EEC設立条約の邦訳は、高野雄一・小原喜雄編『国際経済条約集』有斐閣、1983年を参考にした。

- g) 加盟国の経済政策を調整し、国際収支の不均衡を是正するための手続きの実施
- h) 共同市場の運営に必要な限度内の各國法制の接近
- i) 労働者の雇用の機会を改善しつつその生活水準の向上に貢献するための歐州社会基金の創設
- g) 新しい財源の創設により共同体の経済的拡大を容易にするための歐州投資銀行の設立
- k) 貿易を拡大し、かつ経済的・社会的発展のための努力を共同して推進することを目的とする海外の国および領域との連合

EEC 設立の目的は、人、物、資本、サービスの自由移動を実現し、ヨーロッパに共同市場を創出することにあった。この目的を達成するため EEC 条約は12年の過渡期間中に漸進的に関税と数量制限を撤廃し、対外共通関税を設定することを定めた。なお、基準となる関税は1957年1月1日に各國で適用されていた関税である（第14条）。

まず EEC 委員会にとって最初の重要な課題は、a) の関税と数量制限を漸次撤廃することであり、全廃された時点で b) の対外共通関税が適用され、関税同盟を設立することであった。1959年には EEC 条約に基づく最初の関税引き下げが行われ、6カ国による関税と数量制限のない人口1億5000万を擁する共同市場の設立が始まった。これは、人口約2億の米ソ二大国の経済規模に匹敵するものであった。

企業の行動に直接影響を与える競争政策では、EEC 条約第85条が①価格協定、②生産、販路、技術開発または投資の制限または統制、③市場の分割などの競争制限的な協定や共同行為を禁止している。また、第86条は構成国間の貿易を阻害するおそれのある場合に限り、企業が共同市場において「自己の支配的地位を濫用」することを禁じた。これらに違反した企業に対しては EEC 委員会は罰金および科料を命ずることができる（第87条）。

EEC 委員会は、実際の条約の運用においても、カルテル行為に対しては厳格に対応し共同市場における競争の維持をはかる一方、巨大企業の形成そのも

のは容認する姿勢をとった。すなわち、EECは、共同市場における自由競争を通じてのヨーロッパ企業の競争力強化をはかり、アメリカに対抗できる寡占企業の誕生を促進することを目的とした。

結び

ローマ条約は、欧洲統合の機運が上昇した結果や ECSC 成功の延長線上に必然的に成立したものではなく、反対に欧洲防衛共同体の挫折で頓挫した欧洲統合の再出発を図る試みであった。欧洲統合停滞が避けられないと思われていた状況のなかで行われたこの試みは、小国同盟であるベネルクスが主導権をとって進められた。欧洲統合は小国の利益に適ったものであり、欧洲統合の再出発が不調に終われば、かなり長期にわたって欧洲統合が棚上げにされる可能性は十分あった。ローマ条約が発効した1958年にはフランスではシャルル・ドゥゴール (Charles de Gaulle) が政権を獲得しており、その時期まで引き延ばされればローマ条約の発効はなかった可能性が高い。その意味では、きわどいタイミングであったと言える。

1950年代半ばまでに経済再建を終えた西欧諸国は、戦後の大量生産・大量消費型の経済社会に対応するためにアメリカに匹敵する内部市場を必要とした。とりわけ輸出依存度が高く国外に安定的な市場を確保する必要に迫られたベネルクス諸国は、ベネルクスの枠を越えフランス、西ドイツ、イタリアを含む大規模市場の設立を目指して欧洲統合に積極的に取り組む必要性に迫られていた。

ベネルクス関税同盟が、内部の市場統合を進める一方で、より大規模な共同市場を作るのに主導的な役割を果たしたのには、このような理由があった。また、ベネルクスのなかの1国が共同市場を主張しても不成功に終わった可能性が高いが、この時までに3国は関税同盟から経済同盟に発展しようとしており、結束して行動したことによって国力以上の影響力を發揮することが出来た点も大きい。ベネルクス3国は、小国ながらも高度に発展し結合された経済力と関税同盟を設立し経済同盟に発展した地域統合の経験をもとにして EEC の設立を押し進めたのである。

EEC の計画はベネルクスの統合過程を模倣したものであった。そして、ローマ条約が締結される過程でベネルクス諸国は、ベイエン・プラン、ベネルクス・メモランダム、スパーク委員会の活動などを通じて建設的な役割を演じたのである。

[付記] 本稿は、平成18年度立正大学経済研究所個人研究費および平成17年度石橋湛山基金研究助成（共同研究）による研究成果の一部である。